



KPMG 税理士法人
[Contact Us](#)

KPMG Tax メールマガジン

No.84 – November 13, 2014

税務情報

日英租税条約－改正議定書の発効

■ 改正議定書の発効と適用開始時期

11月12日、日本国政府と英国政府との間で現行の租税条約を改正する議定書(2013年12月17日署名)を発効させるための外交上の公文の交換がロンドンで行われました。

これにより、この改正議定書は本年12月12日(外交上の公文の交換日の後30日目)に効力を生じ、以下のように適用されることとなります。

(1) 原 則

日本

(i) 源泉徴収される租税

2015年1月1日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税

2015年1月1日以後に開始する各課税年度の所得

英國

(i) 源泉徴収される租税

2015年1月1日以後に取得する所得

(ii) 所得税及び譲渡収益税

2015年4月6日以後に開始する各賦課年度のもの

(iii) 法人税

2015年4月1日以後に開始する各会計年度のもの

(2) 例 外

第7条(事業利得)の改正は、両国の政府が別途外交上の公文の交換により合意する日以後に開始する課税年度又は賦課年度の利得について適用されます。

また、第25条(相互協議手続)、第26条(情報交換)及び第26条のA(徴収共助)の改正は、対象となる事案に係る課税年度又は賦課年度にかかわらず、本年12月12日から適用されます。ただし、相互協議手続に係る仲裁手続に関しては、2016年12月12日までは、いかなる事案も仲裁に付託されないこととされています。

財務省プレスリリース

英国との租税条約を改正する議定書が発効します

■ 改正のポイント

(1) 配当所得(第10条)

配当に係る源泉地国における課税が、以下のように軽減されます。

	親子会社間(持株要件)	その他
現行条約	免税(50%以上) 5%(10%以上)	10%
改正条約	免税(10%以上)	10%

(2) 利子所得(第11条)

利子に係る源泉地国における課税が、以下のように軽減されます。

現行条約	免税(金融機関等) 10%(その他)
改正条約	原則免税

(3) 譲渡所得(第13条)

現行条約では、25%以上を保有する子会社株式を課税年度に5%以上譲渡した場合の譲渡所得(いわゆる「事業譲渡類似株式の譲渡」による所得)で、親会社の居住地国において租税が課されないものについては、子会社の居住地国において課税が認められていますが、改正により、この規定が削除されることになります。なお、不動産関連法人株式を譲渡した場合の譲渡所得は、これまでと同様に、不動産所在地国に課税権が認められます。

現行条約のもとでは、英国親会社が日本子会社の株式を譲渡することにより生じた所得について、原則として、日本で法人税が課されていますが、改正条約のもとでは、その日本子会社が不動産関連法人に該当する場合等を除き、法人税が課されないことになります。

(4) 事業所得(第7条)

第7条が、2010年に改訂されたOECDモデル租税条約第7条(本支店間の内部取引を認識し、独立企業原則を適用して恒久的施設に帰属する利得を計算することが定められています。)と同様の規定に変更されます。

(5) その他

第25条(相互協議手続)に仲裁制度に関する規定が追加されるほか、両国の税務当局が相手国の滞納租税債権の徴収を相互に支援することを規定した、第26条のA(徴収共助)が新たに設けられます。

info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/legal.aspx>

<http://www.kpmg.com/jp/a/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.